

議案第125号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月4日提出

上越市長 中川幹太

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例（平成12年上越市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第36号中「確認申請」の次に「又は計画通知に係る」を、「次号」の次に「又は第38号」を加え、同号の表を次のように改める。

床面積の合計	手数料の額	
	確認の特例	
30平方メートル以内のもの	確認の特例	8,000円
	確認の特例以外	12,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	確認の特例	15,000円
	確認の特例以外	22,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	確認の特例	21,000円
	確認の特例以外	33,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		44,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		58,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		83,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		207,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの		326,000円
50,000平方メートルを超えるもの		583,000円

備考

ア 一の申請において、確認の特例以外の建築物のほかに、確認の特例の建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計し、床面積の合計が200平方

メートル以内のものにあつては、確認の特例以外の項に定める手数料の額とする。

イ この表に定める床面積の合計は、次に掲げる区分により算出する床面積の合計の面積により算定する。

- (ア) 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

第2条中第144号を第145号とし、第131号から第143号までを1号ずつ繰り下げ、同条第130号中「1万平方メートル」を「10,000平方メートル」に、「5万平方メートル」を「50,000平方メートル」に改め、同号を同条第131号とし、同条中第122号から第129号までを1号ずつ繰り下げ、同条第121号中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号イ中「第37号」を「第38号」に改め、同号を同条第122号とし、同条第120号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、「次に定める額（）」の次に「ただし、複数の場合に該当するときは、それぞれの額を合算した額。」を加え、同号ア中「第117号」を「第119号」に改め、同号イ中「第117号ア」を「第119号ア」に改め、同号ウ中「第117号イ」を「第119号イ」に改め、同号エ中「第117号ウ」を「第119号ウ」に改め、同号を同条第121号とし、同条第119号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号イ中「第37号」を「第38号」に改め、同号を同条第120号とし、同条第118号を削り、同条第117号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第119号」を「次号」に改め、「次に定める額（）」の次に「ただし、複数の場合に該当するときは、それぞれの額を合算した額。」を加え、同号アの表中「第44条」を「第36条」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号を同条第119号とし、同条第116号中「第11条」を「第13条」に、「前号イ(ア)の表の左欄に掲げる当該証明

に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（ただし、複数の場合に該当するときは、それぞれの額を合算した額）」に改め、同号に次のように加える。

ア 主たる建築物（非住宅部分に限る。）で床面積の増加を伴わない場合 前号イ(ア)の表の左欄に掲げる当該証明に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額

イ 主たる建築物（住宅部分に限る。）で床面積の増加を伴わない場合 前号ウ(ア)の表の第1欄に掲げる当該証明に係る建築物の区分に応じ、同表の第2欄、第3欄又は第4欄に定める額

第2条第116号を同条第118号とし、同条第115号中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、「1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額」の次に「（ただし、複数の場合に該当するときは、それぞれの額を合算した額）」を加え、同号ア中「非住宅部分の」を削り、同号ア(ア)及び(イ)中「建築物の場合」の次に「（非住宅部分に限る。）」を加え、同号アに次のように加える。

(ウ) 主たる建築物の場合（住宅部分に限る。） 次の表の第1欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の第2欄、第3欄又は第4欄に定める額

建築物の区分		標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合
一戸建て住宅	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	33,300円	25,500円	18,000円
	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	36,800円	27,900円	20,000円
共同	増加をしようとする	65,200円	49,200円	33,000円

住宅等	る住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			
	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	106,100円	80,000円	55,000円
	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	177,800円	136,300円	95,000円
	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	253,100円	197,400円	142,000円

(エ) 他の建築物（住宅部分に限る。）で、標準計算法による基準、仕様・計算併用法による基準又は仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の右欄に定める額

建築物の区分		手数料の額
一戸建ての住宅		5,800円
共同住宅等	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,400円

増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,600円
増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	76,400円

第2条第115号イ(ア)の表中

床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	131,000円	53,800円	を
---------------------------------	----------	---------	---

床面積が300平方メートル未満のもの	105,900円	43,400円	に、
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	131,000円	53,800円	

床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,400円	16,500円	を
---------------------------------	---------	---------	---

床面積が300平方メートル未満のもの	14,900円	13,100円	に改め、
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,400円	16,500円	

同号イ(イ)の表中

床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	9,500円	9,500円	を
---------------------------------	--------	--------	---

床面積が300平方メートル未満のもの	5,000円	5,000円	に改め、
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	9,500円	9,500円	

同号に次のように加える。

ウ その他の場合（住宅部分に限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

(ア) 主たる建築物の場合 次の表の第1欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の第2欄、第3欄又は第4欄に定める額

建築物の区分		標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合
一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	16,700円	12,800円	9,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	18,400円	14,000円	10,000円
共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,600円	24,600円	16,500円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	53,100円	40,000円	27,500円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,900円	68,200円	47,500円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	126,600円	98,700円	71,000円

(イ) 他の建築物で、標準計算法による基準、仕様・計算併用法による基準又は仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の右欄に定める額

建築物の区分		手数料の額
一戸建ての住宅		2,900円
共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11,200円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,300円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	38,200円

第2条第115号を同条第117号とし、同条第114号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、「次に定める額」の次に「(ただし、複数の場合に該当するときは、それぞれの額を合算した額)」を加え、同号ア中「第37条」を「第32条」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号アの表を次のように改める。

建築物の区分		標準入力法等による基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1号ロの基準をいう。 (平成28年経済産業省・国土交通省令第1号イの基準をいう。以下「基準省令」と合 いう。)第1条第1項第1号イの基準をいう。以下同じ。)に適合するか どうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準 (基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。 以下同じ。)に適合するか どうかの判定を行う場合
工場等以外	床面積が300平方メートル未満のもの	211,800円	86,800円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	262,000円	107,600円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	336,700円	139,200円

	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	476,500円	219,500円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	584,700円	283,700円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	689,400円	339,000円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	785,200円	396,200円
工場等	床面積が300平方メートル未満のもの	29,700円	26,200円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,800円	32,900円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	47,600円	42,800円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,900円	94,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	143,300円	136,800円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	174,900円	167,700円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	214,100円	205,800円

第2条第114号イの表中

床面積が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	19,000円	19,000円	を
-------------------------------------	---------	---------	---

床面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	10,000円	に改め、
床面積が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	19,000円	19,000円	

同号に次のように加える。

ウ 住宅部分である主たる建築物で、次の表の第2欄、第3欄又は第4欄に掲げる判定を行う場合 同表の第1欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の第2欄、第3欄又は第4欄に定める額

建築物の区分	標準計算法による基準（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準をいう。この号及び次号において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様・計算併用法による基準（基準省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは同号ロ(2)及び同号ロ(2)又は同省令第10条第2号イ(2)及び同省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準をいう。この号及び次号において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様基準による基準（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。この号及び次号において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合
一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	33,300円	25,500円	18,000円

宅	床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	36,800円	27,900円	20,000円
共同 住宅 等	床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	65,200円	49,200円	33,000円
	床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	106,100円	80,000円	55,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	177,800円	136,300円	95,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	253,100円	197,400円	142,000円

エ 住宅部分である他の建築物で、標準計算法による基準、仕様・計算併用法による基準又は仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の右欄に定める額

建築物の区分		手数料の額
一戸建ての住宅		5,800円
共同 住宅 等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,400円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,600円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	76,400円

第2条第114号を同条第116号とし、同条第113号イ中「第37号」を「第38号」

に改め、同号を同条第115号とし、同条第112号ア中「第110号ア」を「第112号ア」に改め、同号イ中「第110号イ」を「第112号イ」に改め、同号を同条第114号とし、同条第111号イ中「第37号」を「第38号」に改め、同号を同条第113号とし、同条第110号アの表中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第44条」を「建築物省エネ法第36条」に改め、同号を同条第112号とし、同条中第105号から第109号までを2号ずつ繰り下げ、同条第104号中「第102号」を「第104号」に改め、同号イ中「第37号」を「第38号」に改め、同号を同条第106号とし、同条第103号中「第107号」を「第109号」に改め、同号を同条第105号とし、同条第102号中「第104号」を「第106号」に、「第105号」を「第107号」に、「第100号の表」を「第102号の表」に改め、同号を同条第104号とし、同条第101号イ中「第37号」を「第38号」に改め、同号を同条第103号とし、同条中第53号から第100号までを2号ずつ繰り下げ、同条第52号中「（昭和25年法律第201号）」を削り、同号を同条第54号とし、同条中第45号から第51号までを2号ずつ繰り下げ、同条第44号中「中間検査申請」の次に「又は特定工程工事終了通知に係る」を加え、同号の表中「1万平方メートル」を「10,000平方メートル」に、「5万平方メートル」を「50,000平方メートル」に改め、同号を同条第46号とし、同条第43号中「完了検査申請」の次に「又は工事完了通知に係る」を加え、同号を同条第45号とし、同条第42号中「完了検査申請」の次に「又は工事完了通知に係る」を加え、同号を同条第44号とし、同条第41号中「完了検査申請」の次に「又は工事完了通知に係る」を加え、「前号」を「第41号」に改め、同号を同条第43号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (42) 建築物省エネ法第10条第1項に規定する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）に関する完了検査申請又は工事完了通知に係る手数料 前号に規定する額に、1件につき、次の表に定める額を加算した額

建築物の区分		手数料の額
住宅 部分	一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未 満のもの	11,000円
	床面積の合計が200平方メートル以 上のもの	12,000円
共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未	24,000円

		満のもの	
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	128,000円
非住宅部分	工場等（建築基準法上の用途が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。この号、第116号及び第117号において同じ。）以外	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	24,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	34,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	48,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	150,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	226,000円
		工場等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	15,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートル	24,000円	

	以上2,000平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	72,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	113,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	143,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	178,000円

第2条第40号中「建築物に関する完了検査申請」の次に「又は工事完了通知に係る」を、「次号」の次に「又は第43号」を加え、同号ア中「完了検査申請」の次に「又は工事完了通知」を加え、同号アの表を次のように改める。

床面積の合計	手数料の額	
	30平方メートル以内のもの	検査の特例
	検査の特例以外	17,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	検査の特例	16,000円
	検査の特例以外	22,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	検査の特例	21,000円
	検査の特例以外	30,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		40,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		50,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		67,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		150,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの		239,000円

50,000平方メートルを超えるもの	460,000円
--------------------	----------

備考

ア 一の申請において、検査の特例以外の建築物のほかに、検査の特例の建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計し、床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては、検査の特例以外の欄に定める手数料の額とする。

イ この表に定める床面積の合計は、次に掲げる区分により算出する床面積の合計の面積により算定する。

(7) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(4) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1

第2条第40号イ中「完了検査申請」の次に「又は工事完了通知」を加え、同号イの表を次のように改める。

床面積の合計	手数料の額	
	30平方メートル以内のもの	検査の特例
	検査の特例以外	18,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	検査の特例	17,000円
	検査の特例以外	23,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	検査の特例	23,000円
	検査の特例以外	32,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		42,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		52,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		71,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		160,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの		249,000円

50,000平方メートルを超えるもの	469,000円
--------------------	----------

備考

ア 一の申請において、検査の特例以外の建築物のほかに、検査の特例の建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計し、床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては、検査の特例以外の項に定める手数料の額とする。

イ この表に定める床面積の合計は、次に掲げる区分により算出する床面積の合計の面積により算定する。

(7) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(4) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1

第2条第40号を同条第41号とし、同条第39号中「確認申請」の次に「又は計画通知に係る」を加え、同号を同条第40号とし、同条第38号中「確認申請」の次に「又は計画通知に係る」を加え、同号を同条第39号とし、同条第37号中「確認申請」の次に「又は計画通知に係る」を加え、「前号」を「第36号」に改め、同号を同条第38号とし、同号の前に次の1号を加える。

(37) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書及び第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する住宅に関する確認申請又は計画通知に係る手数料 前号に規定する額に、1件につき、次の表に定める額を加算した額

建築物の区分		手数料の額
一戸建て の住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	20,000円
共同住宅 等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	55,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円

床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	142,000円
-------------------------	----------

第5条第1項第2号オ中「第2条第139号」を「第2条第140号」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第2条第138号」を「第2条第139号」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「第2条第116号」を「第2条第118号」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第2条第115号」を「第2条第117号」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「第2条第114号」を「第2条第116号」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 第2条第36号から第46号までに規定する計画通知、工事完了通知又は特定工程
工事終了通知に係る手数料

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。